

生坂村告示第5号

生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生坂村における少子高齢化及び人口流出等による人口減少の抑制と美しい集落環境を維持するため、当村への新規転入者及び空き家所有者に対し、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 当村の住民として永住の意思をもって居住し、5年以上継続して当村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が当村にあることをいう。
- (2) 転入者 他の市区町村の住民基本台帳から当村の住民基本台帳に記録された者のうち、転入前に他の市町村に5年以上居住していた者をいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家 個人が居住を目的として建築した住宅又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木竹その他の土地に定着する物を含む。）であって、年間を通じて居住していないものをいう。
- (5) 利用者 自ら居住するために空き家バンク登録物件を所有者から購入した者または賃借する者をいう。
- (6) 改修工事 住宅の修繕、補修、模様替え、改築、増築、設備改善等の工事のうち、建物本体に係るものをいう。
- (7) 村内業者 村内に事務所を有する住宅建設関連事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた法人又は個人で村長が認めるものをいう。
- (8) 子育て世帯 村の住民基本台帳に記録されている世帯で、申請日において中学生以下（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する9年の普通教育を修了するまでをいう。）の子を養育している世帯をいう。
- (9) 解体更地引き渡しの土地 空き家を解体し、更地の状態で引き渡す土地をいう。

(補助金対象事業及び補助金額)

第3条 第1条に規定する補助対象事業及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

3 この補助金の対象物件は、生坂村空き家バンク制度要綱（平成22年生坂村告示第5号）の規定により空き家バンクへ登録されている物件で、利用者が購入または賃借した日から3年以内のものに限る。ただし、老朽空き家対策事業及び空き家跡地活用事業の対象となる空き家は、この限りでない。

- 4 老朽空き家対策事業及び空き家跡地活用事業にあつては、所有者等が自ら居住することを目的とした住宅建て替えのための解体工事の場合は補助対象としない。
- 5 空き家改修事業にあつては、対象経費が10万円以上で、村内業者が施工するものに限る。
- 6 空き家解体事業の跡地については、延べ床面積が50平方メートル以上でかつ2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供される戸建住宅を建築するものとする。
- 7 空き家跡地活用事業の跡地については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害特別警戒区域に指定されている土地は補助対象としない。
- 8 補助金の交付は、同一の補助事業につき補助金交付対象者ごと1回限りとする。
- 9 この補助金を受けて改修した住宅と補助対象者(同居人を含む)がともに同一の場合は、生坂村住宅リフォーム等補助金の申請をすることはできない。ただし、空き家解体事業により個別住宅を建築する場合は、この限りでない。
- 10 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は市区町村税の滞納がない者とする。

(交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに村長に申請して、その承認を受けること。
 - ア 事業の実施箇所並びに施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更
 - イ 交付対象経費の20%以上の変更(見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。)
- (2) 前号のイに規定する見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあつては、速やかに村長に届け出ること。
- (3) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となったときを含む。)は、速やかに村長に申請して、その承認を受けること。
- (4) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する村の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(交付申請)

第5条 申請者は、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書
- (2) 補助事業実施前の状態を撮影した写真
- (3) 対象となる空き家の案内図
- (4) 登記簿の謄本その他の対象となる空き家の所有者であることを証する書類又は賃貸借契約書その他の対象となる空き家を借りていることを証する書類

- (5) 世帯全員の村民税納税証明書。ただし、村外から転入した者がいる場合においては転入前の市区町村が発行した世帯全員の市区町村税納税証明書
- (6) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）により村長に申請し、その承認を得なければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金変更・中止・廃止承認書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助事業完了時の状態を撮影した写真
- (3) 滅失証明書又は解体証明書（空き家解体事業・老朽空き家対策事業に限る）
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付額の確定)

第9条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の補助金確定通知書に基づき補助金の交付を請求しようとするときは、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金交付請求書（様式第7号）により、村長に対し補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。
- (2) 当該補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に交付対象となった住宅を売り渡し、又は居住しなくなったとき。ただし、老朽空き家対策事業については、この限りでない。
- (4) 空き家改修事業にあつては、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に所有者が自ら居住したとき。
- (5) 空き家跡地活用事業にあつては、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に住宅が建設されなかったとき。ただし、空き家バンクに3年以上登録していた空き地はその限りでない。
- (6) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の交付対象者	補助金額
空き家改修事業	村内業者に発注して実施する10万円以上の改修工事に要する経費で村長が適当と認めるもの	次のいずれかに該当する者で、市区町村税の滞納のない者 (1) 空き家バンク登録物件の利用者 (2) 空き家バンク登録物件を賃貸する所有者	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、50万円を限度とする。 (子育て世帯の者については100万円)
空き家整備事業	家財等廃棄物の処分、ハウスクリーニング等空き家を居住の用に供するために必要な整備に要する経費で村長が適当と認めるもの	次のいずれかに該当する者で、市区町村税の滞納のない者 (1) 空き家バンク登録物件について売買契約又は賃貸借契約を締結した所有者 (2) 空き家バンク登録物件の利用者	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、20万円を限度とする。
空き家解体事業	空き家の解体及び除却（解体等に必要なたんば伐採費を含む）に要する経費で村長が適当と認めるもの	空き家バンク登録物件を所有者から購入し、解体後の土地を延べ床面積が50平方メートル以上でかつ2分の1以上に相当する部分を専ら自己の居住の用に供する戸建て住宅を建築する者で、市区町村税の滞納のない者	50万円を限度とする補助対象経費。

老朽空き家対策事業	美しい集落環境の維持と防災、獣害防止等に寄与するために老朽化して危険な空き家の解体及び除却（処分、その土地の整地、清掃費等を含む）に要する経費で村長が適当と認めるもの	該当する空き家の所有者又は、その所有者の相続人で、市区町村税の滞納のない者	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、50万円を限度とする。
空き家跡地活用事業	空き家の解体及び除却（解体等に必要なたんば伐採費を含む）に要する経費で村長が適当と認めるもの	次のいずれかに該当する空き家の所有者で、市区町村税の滞納のない者 （1）空き家を解体した後の跡地を空き家バンクに登録する者 （2）空き家を解体更地引き渡しの土地として空き家バンクへ登録し、売買契約又は賃貸借契約を締結した者	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、100万円を限度とする。